

商品概要説明書

項目	内容
1. 商品名	『夢応援団』福祉ローン
2. ご利用いただける方	<p>東海ろうきんの会員組合員、生協組合員、または愛知・岐阜・三重県内に在住もしくは在勤の方（自営業者の方は除く）で、下記条件をすべて満たす方</p> <p>* 生協組合員とは、東海ろうきんに出資加入いただいている地域生協（地域に居住する消費者を対象とした生協）の組合員（同一生計の方を含む）の方、こくみん共済 coop<全労済> 愛知・岐阜・三重推進本部、三重県労働者住宅生活協同組合の組合員（組合員ご本人のみ）の方をいいます。</p> <p>(1) お申込み時年齢が満 18 歳以上、最終返済時年齢が満 76 歳未満の方</p> <p>* 満 18 歳以上の未成年の方は、親権者の同意が必要となります。</p> <p>(2) 安定・継続した年収（前年税込年収）が 150 万円以上ある方</p> <p>(3) 日本労働者信用基金協会の保証が受けられる方</p> <p>* 契約社員・パート社員の方等も一定の要件を満たせばご利用いただけますので、最寄りの営業店にお問い合わせください。</p>
3. お使いみち	<p>ご本人もしくは 2 親等以内の親族のための次の範囲の医療・介護・育児に関する費用全般にご利用いただけます。（事業資金・負債整理資金は除きます）</p> <p>(1) 医療・介護等に要する費用 医療費（治療費（歯科矯正含む））、入院費、介護費用、介護設備費、介護サービス費用、介護用品の購入費用、バリアフリー工事費用等、介護施設入居費用等。</p> <p>(2) 育児に要する費用（妊娠から小学校入学前までに要する費用） 保育所、ベビーシッター等のサービス利用費用、育児に必要なベッド・タンス等の家具購入費用、マタニティ用品・子どもの衣服・玩具の購入費用、子ども部屋の増改築費用、子どもの教育関係費用等。</p> <p>(3) 育児・介護休業取得中の生活資金 育児・介護休業・休暇中の生活費の補填資金。</p>
4. ご融資金額	<p>1 万円以上 1,000 万円以内（1 万円単位）</p> <p>* 使途が育児・介護休業取得中の生活費については、貸付限度額は 200 万円となります。</p>
5. ご融資期間	<p>固定金利型 1 年以上 5 年以内（据置期間含む） 変動金利型 1 年以上 20 年以内（据置期間含む）</p> <p>* 育児・介護休業取得期間においては、育児・介護休業取得期間を限度として、元金据置が可能です。</p>
6. ご融資方法	<p>ご融資金は、お借入者名義の東海ろうきん普通預金口座に入金後、原則として、支払先へお客様名でお振込させていただきます。（但し、無担保 Web 申込みは除く）</p>
7. ご返済方法	<p>毎月の定例返済日に約定返済金（元金・利息）をご指定の返済用口座（東海ろうきん普通預金口座）から引き落としさせていただきます。</p> <p>また、お借入金額の 50% を上限として、年 2 回の加算返済（ボーナス時増額返済）を併用することも可能です。</p> <p>* 据置返済とは、育児・介護休業取得中の方で育児・介護休業期間中に据置期間（1 ヶ月単位で休業期間を超えることはできません）を設定し、据置期間中は元金の返済は行わず、利息のみをお支払いいただく返済方法です。据置期間終了後は、毎月返済または毎月とボーナスの併用返済（元利均等返済）となります。</p>
8. 繰上返済	<p>毎月の定例返済に加えて任意の繰上返済が可能です。ただし、融資残高に対する繰上返済日までの経過利息の精算が必要なため、繰上返済金額は経過利息金額を超えた金額でのお取扱いとなります。</p>
9. ご融資金利	<p>固定金利型または変動金利型をご契約時にお選びいただきます。ご契約時にお選びいただいた金利制度は変更できません。</p> <p>【固定金利型】 お借入時の金利をご返済終了日まで適用します。</p> <p>【変動金利型】 当金庫が定める「労金変動金利型住宅ローンプライムレート（基準金利）」の変動幅に連動して適用金利を年 2 回見直します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金利は 4 月 1 日と 10 月 1 日の見直し基準日に見直します。見直し幅（金利変動幅）は、今回見直し基準日と前回見直し基準日の基準金利の変動幅となります。 ・4 月 1 日の基準金利を直後の 6 月の返済日の翌日より、10 月 1 日の基準金利を直後の 12 月の定例返済日の翌日より反映させます。 ・返済額は金利変更の都度、見直します。新返済額が見直し前の返済額より少なくなる場合は、返済額を変更せずに返済期間を短縮します。
10. 金利引下げ制度	<p>東海ろうきんで財形貯蓄・エース預金・iDeCo（個人型確定拠出年金）のいずれかを年間 6 万円以上お積立されている方は、店頭表示金利より年 0.20% 引下げた金利でご利用いただけます。</p>

項目	内容
	一般勤労者の方で、現在東海ろうきんで住宅ローンをご利用、かつ給与振込をご指定されている方は、会員組合員の金利でご利用いただけます。
11. 東海ろうきん版リトライ制度	東海ろうきん版リトライ制度とは、融資審査の結果により、店頭表示金利（引下げ金利の適用がある場合、適用後の金利）十年1.5%の金利を適用する制度です。この制度を適用し、上記金利を適用する扱いとなった場合においても、引続き、融資を希望されるか、この制度を適用せず、融資の申込みを辞退されるか確認させていただきます。
12. 担保	不要です。
13. 保証	原則保証人は不要です。 当金庫指定の保証協会（一般社団法人日本労働者信用基金協会）をご利用いただきます。
14. 保証料	保証料は当金庫が負担いたします。
15. 団体信用生命保険	ご希望により団体信用生命保険にご加入いただけます。 * 団体信用生命保険にご加入の場合は、適用金利より年0.18%高くなり、ご加入にあたっては、別途お申込み手続きが必要となります。 * 最終返済時年齢は、満71歳未満となります。 * 団体信用生命保険にご加入される時点における健康状態によっては、団体信用生命保険にご加入できない場合もございます。
16. 手数料等	ローン取扱手数料 なし 収入印紙代 お客様負担 繰上返済（全額返済含む）手数料 無料
17. 金利情報の入手方法	当金庫ホームページをご覧ください。
18. 苦情処理措置（東海ろうきんへのご相談・苦情・お問い合わせ）	ご契約内容や商品に関するご相談・苦情・お問い合わせは、お取引店または下記のフリーダイヤルをご利用ください。 【窓口：東海ろうきんお客さまセンター】フリーダイヤル：0120-226616 （受付時間 平日 午前9時～午後6時） なお、苦情対応の手続きについては、別途パンフレットを用意しておりますのでお申し付けいただくか、当金庫ホームページをご覧ください。 ホームページアドレス https://tokai.rokin.or.jp/
19. 紛争解決措置（第三者機関に問題解決をご相談になりたい場合）	愛知県弁護士会紛争解決センター（電話：052-203-1777）、愛知県弁護士会西三河支部（電話：0564-54-9449）、東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）で問題の解決を図ることも可能ですので、ご利用を希望されるお客さまは、上記東海ろうきんお客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 また、お客さまから、上記の各弁護士会に直接お申し出いただくことも可能です。なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で問題の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に問題を移管し解決する方法（移管調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、東海ろうきんお客さまセンターまたはろうきん相談所にお問い合わせください。 【全国労働金庫協会 ろうきん相談所】フリーダイヤル：0120-177288 （受付時間 平日 午前9時～午後5時）
20. その他	会員組合員とは、東海ろうきんに出資加入していただいている労働組合等に所属されている組合員の方です。 地域生協の組合員とは、東海ろうきんに出資いただいている生協のうち、生協組合員融資制度を導入している生協の組合員および同一生計家族の方です。 一般勤労者とは、会員組合員以外の方で、愛知・岐阜・三重県内に在住・在勤の方です。なお、一般勤労者の方は、ご利用にあたって東海勤労者互助会に入会していただく場合がございます。 返済条件の変更は、原則受付けておりません。 返済金額は東海ろうきんホームページ〈ローンシミュレーション〉でご試算いただけます。 審査の結果等によっては、ご利用いただけない場合もございますので、予めご了承ください。

（2019年10月1日現在）